

2020年度重点活動計画

理事長

戸田裕二



2020年度の重点活動計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界各地で感染が拡大し、日本を含む多くの国・地域で、外出自粛要請等が出され、企業活動や人々の日常生活は一変しました。

当初は一時的だと思われていた感染症対策（自粛要請等）も、長期化が必至の状況になり、新常態（ニューノーマル）と呼ばれる「新しい生活様式」を実践していく必要が生じてきました。具体的には、テレワーク／リモートワークの日常的な活用、個々人の感染予防対策の徹底、いわゆる「3密」（密閉、密集、密接）を避け、人同士の社会的距離（ソーシャルディスタンス）を保つなどの職場環境の対策です。働き方や社会生活の行動様式が変容しつつあります。

新型コロナウイルスは、JIPAの活動にも大きな影響を与えました。JIPAの定常的な活動の柱は、第一に、委員会、プロジェクト、部会等の政策提言、ベストプラクティスの共有などの活動であり、第二は、研修による人材育成及び広報の活動です。

これらのJIPAの活動は、「人と人との繋がり」、特に直接対話が重要な要素であり、実際の会議・会合を基軸に活動してまいりました。しかしながら、この新型コロナウイルスの感染拡大阻止のためには、「新しい生活様式」を実践していく必要があるため、「人と人との繋がり」のコンセプトは維持しつつ、具体的な活動のあり方を見直していく所存です。

また、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても、テレワーク／リモートワークなどのDX（デジタルトランスフォーメーション）は加速すると言われていています。第四次産業革命、Society5.0といったデジタル新時代を迎え、デジタル化の大きな波は、新型コロナウイルスの出現により一気に加速し、企業活動に劇的な変革を促すと共に、とりわけ知財を含む無形資産の重要性が益々高まることが予想されます。

2020年度もJIPAスローガン「世界から期待され、世界をリードするJIPA」を踏襲しますが、直接対話中心の活動を一部見直し、テレワーク／リモートワークにおいても効率的で充実した委員会活動等・研修などが実施できるよう、次の3つの重点活動に取り組んでまいります。

(1) 委員会・プロジェクト・部会等の活動の見直し・強靱化

理事長直下の総合企画委員会中心に新型コロナウイルス対策チームを立上げ、会員・職員等の健

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

康・安全を最優先とする「デジタル新時代のJIPA活動ガイドライン」(仮)を早期にとりまとめ、テレワーク／リモートワークにおけるWeb会議等の活用、社会的距離を確保した会議・会合のあり方などの見直し、提案を行ってまいります。

(2) 知財に関する人材育成(研修)・広報活動の継続

テレワーク／リモートワークや社会的距離を考慮した研修のあり方(例、PCライブ配信等)を早急に検討し、実行可能なコース・コンテンツに関しては一部試行を開始します。

(3) 知財で新たな価値や提案をドライブする未来志向の協会活動へのチャレンジ

第四次産業革命プロジェクトにおける、標準、オープンイノベーション、社会と法制度の分科会は活動を継続すると共に、WIPO、国際政策、アジア戦略、日中企業連携など各プロジェクトにおいて培った国際的なネットワークを活かし、新たな知財課題の整理、国際協調、SDGs実現にむけた社会貢献など未来志向の活動を行います。

新型コロナウイルス感染対策の長期化及びパンデミックの収束後のデジタル新時代を見据え、ピンチをチャンスに変えるべく、世界中の知財関係者と今まで培ってきた繋がりを保ちつつ(Connecting the World)、知財で未来を創る(Shaping the Future) JIPAの活動にチャレンジしていきたいと考えております。会員一同、心を一つにして難局に立ち向かっていきましょう。



JIPA 2020年度重点活動計画

2020年6月

世界から期待され、世界をリードする JIPA Creating IP Vision for the World

2019年11月、中国湖北省武漢市で初めて検出された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、瞬間に世界各地で感染が拡大し、2020年3月11日、WHOからパンデミックが宣言されました。各国は都市封鎖、外出禁止など強い措置をとって、感染拡大を阻止しようとしています。日本では、4月7日に史上初めてとなる緊急事態宣言が発令され、外出自粛等を要請し、ウイルスを封じ込めようとしております。ウイルスとの戦いに国境はなく、感染症克服に対する人類の叡智が試されています。

企業活動や人々の日常生活は一変しました。感染拡大を抑制するための移動制限や生産・サービス活動の停止を余儀なくされ、グローバルなサプライチェーンが棄損し、世界経済に大打撃を与えています。テレワーク/リモートワークが日常化され、感染症などの拡大を防ぐため、人同士の社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）を保つ必要があるなど新しい生活様式への移行が求められています。働き方や社会生活の価値観そのものが変容してきています。

COVID-19は、日本知的財産協会（JIPA）の活動にも大きな影響を与えています。

JIPAは、1938年の創設以来、非営利・非政府系の民間団体として活動を続け、世界最大級の知財ユーザー団体に発展してまいりました。JIPAの定常的な活動は、第一に、委員会、プロジェクト、部会等の政策提言などの活動であり、第二は、研修による人材育成及び広報の活動です。

第一の委員会活動等に関しては、21の委員会活動（総合企画、人材育成、会誌広報の各委員会、及び18の専門委員会）、8つのプロジェクト活動、及び8つの業種別部会、地域部会・地区協議会の活動など、会員企業から派遣された委員にて、特定テーマの調査・研究活動を行い、委員相互に切磋琢磨することによって、政策提言、論説・報告書発表、国際協調、ベストプラクティスの共有など、知財専門家集団として世界をリードしてまいりました。

第二の人材育成に関しては、知財初心者から上級者まで幅広くカバーするコースを揃え、年間延べ1万人以上が参加する定例コース、時宜に合ったテーマで開催する臨時コース、海外で研修を行う海外コース、更には経営的センスを養うため選抜人材を育成する特別コースなど充実したプログラムを準備し、知財人材育成に励んでまいりました。また、広報活動では、知財部門向けの「知財管理」誌、経営層にむけた「季刊じば」、及び知財教育資料としても有用な別冊資料などを発行し、高い評価をいただいております。

これらのJIPAの活動は、人と人との繋がり、特に直接対話が重要な要素であり、実際の会議・会合を基軸に活動してまいりました。また、世界の知財関係者とも積極的に交流し、政策提言・意見

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

発信等を行ってきました。しかしながら、この COVID-19 の感染拡大阻止のためには、外出自粛・移動制限等が必須であるため、「人と人との繋がり」のコンセプトは維持しつつ、具体的な活動のあり方を見直していく所存です。

また、COVID-19 との戦いは長期化する可能性が高いと指摘されており、感染の拡大が収束したとしても、テレワーク/リモートワークなどの DX（デジタルトランスフォーメーション）が加速すると言われていています。

第四次産業革命、Society5.0 といったデジタル新時代を迎え、知財活動は、従来の特許・意匠・商標などの産業財産権中心の活動から、著作権・営業秘密（トレードシークレット）のマネジメント、更には新たな情報財（広義の知財）と呼ばれる AI・IoT などのデータの利活用といった領域にまで広がってきています。このデジタル化の大きな波は、COVID-19 の出現により一気に加速し、企業活動に劇的な変革を促すと共に、とりわけ知財を含む無形資産の重要性が益々高まることが予想されます。

2020 年度も JIPA スローガン「世界から期待され、世界をリードする JIPA (Creating IP Vision for the World)」を踏襲しますが、直接対話中心の活動を一部見直し、テレワーク/リモートワークにおいても効率的で充実した委員会活動等・研修などが実施できるよう JIPA 活動の強靱化を図ってまいります。

COVID-19 感染対策の長期化及びパンデミックの収束後のデジタル新時代を見据え、ピンチをチャンスに変えるべく、世界中の知財関係者と今まで培ってきた繋がりを保ちつつ(Connecting the World)、知財で未来を創る(Shaping the Future) JIPA の活動にチャレンジしていきたいと考えます。

I. 基本方針

1. 委員会・プロジェクト・部会等の活動の見直し・強靱化

- ・ 理事長直下の総合企画委員会を中心に COVID-19 対策チームを立上げ、委員・職員等の健康・安全を最優先とする「デジタル新時代の JIPA 活動ガイドライン」（仮）を早期にとりまとめる。テレワーク/リモートワークにおける Web 会議等の活用、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保した理事会、委員会・プロジェクト・部会等の会議・会合のあり方などの見直しを図る。

- ・ 委員会においては、委員選任の時期、委員長・副委員長の選出方法等について、従来のあり方を見直す。また、委員会活動のアウトカム（成果）やゴールについても委員会毎に検討を促す。

- ・ 講演会中心の業種別部会、地域部会・地区協議会の活動などの回数・あり方を見直す。会員への新サービスとして何が出来るか部会・協議会毎に検討を促す。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ・ 第四次産業革命、Society5.0といったデジタル新時代に即した JIPA スローガン、規程・マニュアル等の見直しを行うと共に、BCP（事業継続計画）の策定・実行を推進し、緊急事態に迅速に対応できる体制とする。

2. 知財に関する人材育成（研修）・広報活動の継続

- ・ テレワーク/リモートワークや社会的距離（ソーシャルディスタンス）を考慮した研修のあり方（例えば、PCライブ配信、e-learning、Web 会議活用、募集人員・会場等）を早急に検討し、実行可能なコース・コンテンツに関しては一部試行を開始する。

- ・ 法律・技術・経営の3軸での知財人材の育成の方向性は堅持するが、定例コース、臨時コース、海外コース、及び特別コースの簡素化・見直しを検討する。

- ・ 知財部門向けの「知財管理」誌、経営層にむけた「季刊じば」、及び知財教育資料としても有用な別冊資料などの発行は継続する。

3. 知財で新たな価値や提案をドライブする未来志向の協会活動へのチャレンジ

- ・ COVID-19 感染対策の長期化及びパンデミックの収束後のデジタル新時代を見据え、AI・IoT 等の活用、リモートサービスなどが急速に進展し、従来のプロセスを根本的に変革する DX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するものと思われる。

第四次産業革命プロジェクトにおける、国際標準化、オープンイノベーション、社会と法制度などの分科会は活動を継続し、知財で新たな価値や提案をドライブする協会活動にチャレンジする。

- ・ WIPO-PJ、国際政策 PJ、アジア戦略 PJ、日中企業連携 PJ などにおいて、今までに培った国際的なネットワークを活かして、新たな知財上の課題の整理、国際協調、Society5.0、SDGs 実現にむけた社会貢献など未来志向の活動を行う。

II. 基本方針を達成するための 2020 年度重点活動計画

1. 2020 年度の委員会・プロジェクト活動

(1) 委員会・プロジェクト体制

- ・ 総合企画委員会
- ・ 人材育成委員会、会誌広報委員会
- ・ 専門委員会（18 専門委員会）

特許第 1、特許第 2、国際第 1、国際第 2、国際第 3、国際第 4、医薬・バイオテク

ロジック、ソフトウェア、著作権、マネジメント第1、マネジメント第2、情報システム、情報活用、ライセンス第1、ライセンス第2、意匠、商標、及びフェアトレードの各委員会

- ・ プロジェクト（7プロジェクト）
アジア戦略プロジェクト、日中企業連携プロジェクト、国際政策プロジェクト
JIPA 知財シンポジウムプロジェクト、WIPO プロジェクト、次世代コンテンツ政策プロジェクト
第四次産業革命プロジェクト

2019年度まで、知財活性化プロジェクトとして活動してきた中小企業支援・ベンチャー連携等の活動については、他のプロジェクト、部会・協議会、事務局を中心に行い、発展的に廃止する。

（2）COVID-19 対策・収束後の JIPA 活動の在り方の議論

- ・ 理事長直下の総合企画委員会（関東地区）を中心に COVID-19 対策チームを立上げ、委員・職員等の健康・安全を最優先とする「デジタル新時代の JIPA 活動ガイドライン」（仮）を早期にとりまとめる。
- ・ テレワーク/リモートワークにおける Web 会議等の活用、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保した委員会・プロジェクトの会議・会合のあり方なども議論を深め、従来の JIPA 活動の見直しを図っていく。
- ・ このような活動の見直しに合わせて、委員会においては、委員選任の時期、委員長・副委員長の選出方法等についても検討加速する。
- ・ 同時に、COVID-19 対策として自粛して活動期間が短くなっている委員会・プロジェクト活動のアウトカム・ゴールについても、短期・長期テーマに合わせて見直しを行う。

（3）未来志向の協会活動へのチャレンジ

- ・ COVID-19 感染対策の長期化及びパンデミックの収束後のデジタル新時代を見据え、AI・IoT 等の活用、リモートサービスなどが急速に進展し、従来のプロセスを根本的に変革する DX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するものと思われる。
- ・ 第四次産業革命プロジェクトにおける、国際標準化、オープンイノベーション、社会と法制度などの分科会はその活動を継続・深化し、知財で新たな価値や提案をドライブする協会活動にチャレンジする。
- ・ 2019年度の第四次産業革命プロジェクトにて、AI 分科会、新ビジネス分科会等で行ってきた活動内容を部会等にて紹介したり、各委員会や他のプロジェクトとの意見・情報交換を積極的に行い、JIPA という知財プラットフォーム（基盤）上で、新たな価値や提案が次々と生まれるような活動をサポートする。

（4）グローバル活動の推進

本年度も関連プロジェクト・専門委員会間の連携のもと、各種会議・会合に参加し、当協会会員のニーズに沿った意見発信と制度の実現を図る。

① 制度調和に向けた国際政策活動

- ・ 三極ユーザー会議を継続実施して三極特許庁に対して具体的提案を行うと共に、中国・韓国を含めた五極ユーザー及び五極特許庁とも協調をとり、会員企業の実利ある特許制度調和に向けた活動を継続して実施する。
- ・ B+に係る制度調和議論の各論点に対する JIPA を含む三極ユーザーとしての見解を示したうえで、その後の本議論への JIPA としての参画方法につき、庁側議論の状況等を考慮しつつ再考する。
- ・ WIPO- SCP（特許法常設委員会）の状況を継続監視し、特許制度調和に関して大所高所的で政策的な観点から意見発信を行う。
- ・ アジア諸国の国内制度創設・改訂への意見発信を通じ、制度運用の改善を要請していくとともに、現地における最新ビジネス情報（現地企業・市場情報等）の会員企業に対するフィードバックを行う。

② その他のグローバル活動

・ 日中企業連携会議

急激に知財能力の向上が見られる中国に関し、これまでの活動成果である中国企業との情報共有インフラも活して中国の知財情報を正確に把握し、会員企業が中国市場でビジネスを円滑に進めることができるような環境の構築を目指す。

昨年度は、一昨年度に引き続き、会議内容や中国企業の知財能力台頭の状況を多くの会員企業に直に知って頂くことを企図して、日本および中国での会議開催を企画したが、残念ながら COVID-19 の影響により開催中止を余儀なくされた。本年度も再度、日中開催を模索する一方で、当該活動も長期に亘っており、環境変化を踏まえ、より会員ニーズに資するべく、更なる今後の日中連携会議の運営のあり方を検討していく。

・ 模倣品・海賊版対策活動

本年度は、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）中国プロジェクト幹事団体として、中国の中央・地方政府とのパイプを活かしながら、特許庁模倣品対策室などの関係官庁と協働して、模倣品撲滅に向けより効果的な活動を模索し推進する。一方で、当該活動も長期に亘っており、今後の運営のあり方については、環境変化と会員ニーズを踏まえ、より新たな視点で関係機関を交えて議論していく。

③ WIPO による制度国際化推進への協力

昨年度は、第四次産業革命が引き起こす変革に対していかに知財制度が変革すべきかを産学合同で議論をすすめるとともに、WIPO に対して AI 環境下において議論すべき知財面の課題について JIPA としての意見を取り纏め提示した。本年度も引き続き WIPO との議論を

継続し、地球規模での SDGs が課題視される環境下における、新たな知財のありかたについて、JIPA の知見を活用し WIPO とともに模索していく。

WIPO GREEN は、JIPA の提案によりスタートし 5 年が経過、新たな 5 年のステージになっている。WIPO GREEN パートナーになった JIPA 会員企業も昨年から今年にかけて 10 数社増えており、さらに貢献をめざし、JIPA 会員企業によるパートナー会議を設定し、WIPO と連携する。

2. 2020 年度の部会・協議会等の活動及び新規会員の獲得

(1) COVID-19 対策・収束後の活動の在り方検討

- ・ 総合企画委員会にて検討する「デジタル新時代の JIPA 活動ガイドライン」(仮) を踏まえ、講演会中心の業種別部会、地域部会・地区協議会の活動などの実施プログラム・コンテンツ、開催回数などを見直す。
- ・ テレワーク/リモートワークにおける Web 会議等の活用、社会的距離 (ソーシャルディスタンス) を確保した部会・協議会における会議・会合のあり方なども議論を深め、会員への新サービスとして何が出来るか部会・協議会毎に検討を促す。

(2) 地方会員・少数知財会員の知財活動支援

- ・ 地方会員に向けて設立した東海地区協議会、中国・四国・九州地区協議会や JIPA 知財フォーラム関西等の活動を継続して充実させるとともに、地方会員の知財活動を一層支援していく。また、昨今の新規加入会員に少数知財会員が増加している傾向から、従来の関西・東海地区の少数知財活動の活性化だけでなく、関東地区での少数知財活動の活動支援を強化していく。

(3) 新規会員の獲得

- ・ 2019 年度に COVID-19 のために延期となった「IT・サービス知財勉強会」を本年度は開催し、会員会社の中でも進行しているインターネット、サービス事業等における知財活動のあるべき姿を模索していく。
- ・ スタートアップ・ベンチャー企業、IT 関連企業、第一次産業 (農林水産業) 関連企業等、裾野の広い産業分野の会員を取り込み、JIPA 会員のフットプリント拡大を図る。
- ・ COVID-19 対応を行っている地方・中小企業の知財活動上の課題を検討し、支援する。

3. 2020 年度の人材育成 (研修) ・広報活動

(1) 人材育成

- ① 当協会の基盤である会員企業における人材育成について、昨年度から議論を行ってきたアクションプラン (「10 年後のあるべき JIPA 研修」) に基づき、それまでの時期に合わせた最適な進化をさせながら対応していく。
- ・ 新たな知財 (広義) や価値創出に向けた、研修コースの充実を図る。

- ・ 総合企画委員会にて検討する「デジタル新時代の JIPA 活動ガイドライン」(仮) を踏まえ、テレワーク/リモートワークを前提とした研修として、オンライン研修 (PC ライブ研修) を早急に検討し、一部試行を開始する。
- ・ 社会的距離 (ソーシャルディスタンス) を確保した研修のあり方 (募集人員・会場等) を早急に検討し、集会形式の研修再開に備える。
- ・ 最先端テクノロジー (AI・ロボット・バイオ/ライフサイエンス) やデータサイエンス等の技術とともに、それらの法的な責任・倫理、さらには知財として活動すべき方向性についても、有識者である大学等の協力を得ながら、学びの場となる広範な関係者向けの臨時研修を検討・実施する。
- ・ 上記臨時研修も含め、会員企業の知財担当者のみならず、一般技術者・営業担当者・法務・総務担当者など広く、経営・技術を通じての知財の基礎知識を習熟いただき、会員企業の知財総合力向上を目指す。このため、営業向け、事務職向けなどの臨時研修コースを更に新設する。
- ・ 上記最先端技術を含む、第四次産業革命に適合する人材育成を見据えて、基礎知識のみならず知財ビジネスに係る広範なスキル研修によって会員の知財人材のレベルアップを図ることで、ビジネス環境の変化や知財制度の変遷等に積極的に対応できる知財人材を育成する。
- ・ 研修会を今後も安定・継続的に運営することで、当協会の人材基盤、財務基盤の構築に貢献する。
- ・ 地方の活性化、地域会員へのサービスを強化すべく、「サテライト研修」の充実化する一方、当協会の講師が会員各社へ赴き、会員の知財部門に代わり技術者向け、経営者向けの知財研修を行う「出張型研修」の充実を図る。

②知財グローバル人材等の育成

- ・ 次代を担う知財グローバル人材を育成すべく、英語によるコミュニケーション研修を継続すると共に、知財を戦略的に活用できる人材の育成プログラムについて講師・講義内容のリニューアルを継続する。

③経営との係わりについて充実

- ・ 経営感覚人材育成研修 (知財変革リーダー育成研修、知財戦略スタッフ育成研修) については、更なる内容充実に努めると共に、総合コース (知財マネージャー向け) 研修についても内容の充実を図る。臨時研修としては、経営との係わりについて新たな視点での研修を企画・立案する。

(2) 広報活動の活性化

- ・ 情報発信の仕組みを再検討し、広報活動の充実を図る。
- ・ 2017 年 4 月から季刊誌「じば」を発行してきた。この季刊誌は、専門書ではなく、企業経営層が読んでも解りやすく知財の今の常識や協会活動を知ることができ、会員・非会員を問わず大手中小の企業が知財に興味を持ち、当協会に訪れて頂けるようになることを企図している。発行 3 年を経過し、新たな企画も試行し、継続発展させていく。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ・ 海外への発信は、英文メルマガ「JIPA マガ」、英文ホームページを継続する。
- ・ 本年度も継続して特許庁・裁判所・国内外諸団体と積極的に意見・情報交換を行うと共に、「知財管理」誌およびホームページ等を利用した有益な情報発信を行う。
- ・ 本年度の第 20 回 JIPA 知財シンポジウムは、昨年度第 19 回が COVID-19 感染拡大により中止となったことを受けて、シンポジウムの在り方を議論したうえで開催検討する。

4. 2020 年度の JIPA の運営基盤

(1) 当協会の運営体制整備

デジタル新時代に即した JIPA スローガン、規程・マニュアル等の見直しを行うと共に、BCP（事業継続計画）の策定・実行を推進し、緊急事態に迅速に対応できる体制とする。

① JIPA スローガン、規程・マニュアル等の見直し

- ・ デジタル新時代に即したスローガンの見直し、JIPA の規程、マニュアル等につき改訂・整備を引続き行う。

② B C P（事業継続計画）の策定

- ・ 総合企画委員会にて検討する「デジタル新時代の JIPA 活動ガイドライン」（仮）に基づき策定し、実行可能なものからスピーディに実行していく。

③ JIPA 事務局及び事務局サポート専門家体制の強化

- ・ 法人として相応の外部の弁護士、労務管理に関する産業医などの専門家との協力体制の整備、充実を継続して図る。
- ・ グローバルな多様な課題に対応して協会活動を支える人材の確保
法人化に伴い、内外意見発信の意義はますます高まっているため、グローバル対応人材（海外知財政府機関、民間諸団体等との人脈作り、ロジ統括、政策プロジェクトの意見づくりサポート等）のミッションを明確化し、適任者は、会員内外からも受け入れる体制を継続して構築していく。

(2) 本年度の予算策定

本年度の予算策定にあたっては、5 月時点での状況から本年度全体の状況を見通すことは不可能に近く、したがって時間の経過とともに活動内容を見直すことを前提に立案した。

収入の 2 つの柱のうち、会費収入は経済情勢の悪化からやや減少し、研修収入はスタートが遅れることと、中止するコースが相当数あることにより受講者数が大きく減少することを考え、昨年度実績の 6 割程度と予想している。したがって収入全体としては昨年度実績の 8 割程度で、約 1.7 億円の減収になる。

支出については、既に定時社員総会は電磁的方法等により行うことにしたが、今後、会場費が発生する東西部会、各委員会・PJ 活動・業種別部会活動、海外派遣、シンポジウムなど、どの時点でどのように再開できるかは、まだ不明である。そのためこれらの活動への支出は、予算上は一律に昨年度実績の 6 割前後で計上しておき、実際の運用は理事会を通じて調整していく。

支出の中でも、会誌発行や研修運営費のような継続事業は費用削減が難しいが、オンライン

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

による研修の導入による会場費カットの準備など、可能な限り費用削減に努めていく。

以上のように運営のスリム化を図ったとしても、減収により本年度の収支は約 5,000 万円ほどの赤字になることが予想される。本年度は将来のJIPAの活動や運用を見直す準備の年として位置づけて、予算立案について、会員各社のご理解とご協力をお願いする。

以上

